

特集

文教・科学技術施策の進展

平成17年度の展望

- 解説 8 文部科学省における政策評価の取組について
- 13 生涯学習政策
- 20 初等中等教育
- 30 高等教育
- 39 私立学校
- 42 科学技術・学術政策
- 48 研究振興
- 54 研究開発
- 60 スポーツ・青少年
- 66 文化
- 71 国際協力・交流の推進
- 73 文教施設
- 資料 76 平成17年度予算
- 79 文部科学省の機構・定員要求(一般会計)査定結果
- 80 文部科学省関係の税制

84 編集後記

82 報告

6 インフォメーション

カラー

1 あたらしい学舎(まなびやpart II)
● 山梨県中巨摩郡昭和町立
常永小学校

表2 温故知新 ● 山手公園

表3 温故知新

● 「もんじゅ」の安全性向上の
ための改造工事

● H-11Aロケット七号機の
打上げについて

文化

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえでの大きな力となるものであり、日本社会の活性化のためには、「文化力」の向上を図ることが極めて重要である。このため、文化庁では、平成一三年に成立した文化芸術振興基本法、平成一四年に閣議決定を行った「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき、さまざまな施策の充実に努めている。

平成一七年度予算では、心豊かで魅力ある社会を目指した「文化力」の向上を図るため、対前年度二〇〇万円（〇・〇一％）増の一〇一六億円を計上したところである。

芸術創造活動

芸術創造活動への支援

我が国の文化芸術の振興を図るために、「世界水準の芸術家」「世界に誇れる日本映画・映像」「世界に羽ばたく新進芸術家」「感受性豊



チャイコフスキー記念東京バレエ団「創立40周年記念ガラ」より「エチュード」（平成16年8月）：吉岡美佳、木村和夫（左）、高岸直樹（右）

Photo：長谷川清徳

映画・メディア芸術の振興

映画はさまざまな芸術を包含する総合芸術であり、これを振興していくことが極めて重要である。平成一五年四月に「映画振興に関する懇談会」で取りまとめられた提言に基づき、より一層我が国の映画・映像を振興すべく、平成一六年度より「文化芸術創造プラン」の中で、「日本映画・映像」振興プラン」を推進している。具体的には、映画・映像の製作への支援、映画の上映支援、映画・映像の人材養成、映画フィルムの保存を行うとともに、優れたメディア芸術作品の顕彰、発表および鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」の開催などを行っている。

芸術家等の養成

多彩で豊かな芸術活動を活発化させるためには、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。このため、「文化芸術創造プラン」の中で、新進芸術家等の海外留学や

国内研修への支援、海外の新進芸術家の招へい、芸術団体人材育成支援事業、世界最高水準の指導者を海外から招へいする「優秀指導者特別指導助成」などを行い、世界に羽ばたく新進芸術家の養成を図る。

地域文化の振興

地域における文化活動を総合的に支援するため、子どもたちに舞台芸術や伝統芸能に直接ふれる機会を提供する「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」、芸術家等の出身地域に接する機会を確保する「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」、芸術家等の出身地域に接する機会を確保する「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」、芸術家等の出身地域に接する機会を確保する「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」。

このほか、公立文化施設が行う地域連携型の事業に対する支援等を行う「公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進」を新たに行うとともに、全国規模の文化の祭典である「第二〇回国民文化祭」（平成一七年一〇月二二日～一〇月三十一日・福井県）、高校生・芸術文化活動の発表の場である「第二九回全国高等学校総合文化祭」（平成一七年七

月二七日～三十一日・青森県）を実施する。なお、地域文化の振興に関して、平成一七年二月に文化審議会文化政策部会報告書「地域文化で日本を元気にしよう！」が公表されたところであり、その内容について積極的に周知していく。

国語施策

国語は、我が国文化の基盤をなすものであり、時代の変化や社会の進展に応じ、その在り方等について適切に検討し、必要な改善を図っていく必要がある。平成一六年二月三日には「これからの時代に求められる国語力について」が文化審議会から文部科学大臣に答申され、現在、本答申の趣旨について教育委員会等を通じて各学校に広く普及・啓発を推進しているところである。

また、国内外の日本語学習者の増加や多様な日本語学習需要に対応し、日本語教育の一層の推進を図るため平成一五年度から、日本語ボランティア活動の支援・推進事業を行っており、引き続き実施していく。

宗務行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や神社、寺院、教会等の大小

さまざまな宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている。そのうち、約一八万三〇〇〇の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっている。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、宗教団体に法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としている。

文化庁では、宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めている。また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されている。

文化財の次世代への継承・発展

文化財の保存修理等

国宝・重要文化財や伝統的建造物群を適切に保存し、次世代に継承するため、計画的な保存修理実施の充実を図る。特に国宝・重要文化財（建造物）の保存活用と支援体制の現状を調査し、NPO等との連携に関する実践的研究をおとして、効果的な支援プログラム（構築）を目指す。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）等を火災や盗難等から守り、保存

管理の万全を期するとともに、展示や体験学習機能を加えた整備事業を実施し、多様な保護・活用を図る。

伝統文化を支える人材養成・確保

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、それらのわざを高度に体現している保持者（重要無形文化財保持者…いわゆる人間国宝）やその団体が行う後継者養成・技術・錬磨のための経費を補助するとともに、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。

史跡等の保存・整備・活用

史跡等の保存・活用を推進するため、所有者や管理団体等が行う保存修理事業および公有化事業等に対する国庫補助を実施する。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助を実施し、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を進める。

次世代への伝統文化の継承

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得でき

援、④自由利用マークの普及等を行っている。

国際的課題への対応

海賊版対策については、①二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、②途上国を対象とした研修等の協力事業の実施、③アジア諸国の一般国民を対象とした著作権教育事業、④権利者向けの手引き書の作成など我が国の企業の諸外国での権利行使の支援、⑤官民合同ミッションの派遣など官民連携の強化等の施策を積極的に講じている。

また、平成八年にWCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約）およびWPPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）が採択されるなど、インターネットの普及および情報技術の発展に対応した著作物保護の国際的な議論が進んでいる。今後、アジア諸国を中心にWCT、WPPPTの早期締結を働きかけていくとともに、現在WIPO（世界知的所有権機関）で検討中の放送条約等の策定に積極的に参画していく。

著作権教育の充実

パソコンやインターネットなど、著作物の創作手段や利用手段が急速に拡大・普及しているため、「著作権教育」の充実、極めて重要な課題となってきた。文化庁では、平成一四年度から、著作権に関する総合的な教



棚田：白米の千枚田

育機会を、提供する事業などを行う。

また、地域において、守り伝えられてきた祭礼行事等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する保存・活用のための事業を支援する。

文化財保護制度の改善

平成一六年五月の文化財保護法の一部改正により、人と自然のかかわりの中で作り出されてきた文化的景観および生活や生産に関する

育事業である著作権学ぼうプロジェクトを展開しており、引き続きそれらの推進を図っていく。

文化振興のための基盤整備

新たな国立文化施設等の整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。このため、国立国際美術館は大阪市（北区中之島）へ新築移転し、平成一六年一月にリニューアル・オープンした。また、福岡県太宰府市に設置する九州国立博物館については平成一七年一〇月一五日の開館に向けて諸整備を行っており、国立新美術館については平成一八年度の開館を目指して管理・運営等の検討を行っている。

また、平成一六年一月に開場した国立劇場おきなわでは、公演事業はもとより、伝承者養成、芸能記録作成、資料収集活用等を実施することとしている。

国立劇場・新国立劇場の充実

国立劇場では、歌舞伎、能楽、文楽、演芸などの伝統芸能を、原作を尊重した正しいかたちで公開するとともに、伝承者の養成などの事業を実施している。また、新国立劇場で

る用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた民俗技術を新たに保護の対象とするとともに、近代の文化財等を保護するため建造物以外の有形の文化財にも登録制度を拡充した（平成一七年四月一日施行）。

これを踏まえ、平成一七年度においては、新たに重要な文化的景観の選定等を行うとともに、保護のために必要な措置を講ずる。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

法律ルールの整備

平成一六年度の文化審議会著作権分科会では、既存の条約への対応をほぼ終えたことを踏まえ、重要性・緊急性などにかんがみ、今後優先して対応すべき著作権法上の課題を、大局的・体系的な観点から抽出・整理することを目的として検討を行い、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめた。平成一七年二月より同分科会法制問題小委員会においては、ワーキングチームも設けつつ、具体的な検討を始めている。

円滑な流通の促進

著作物の円滑な流通の促進のため、①著作権等管理事業法の見直し、②新しいビジネスモデル開発の支援、③契約システム構築の支

は、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの現代舞台芸術の公演、実演家の養成などの事業を実施している。

これらを設置・管理する日本芸術文化振興会は、平成一五年一〇月に独立行政法人へと移行したが、我が国の舞台芸術の拠点としてその果たすべき役割は変わることなく、より一層の運営の充実を図ることとしている。

さまざまな文化芸術情報の発信

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等に関する情報のデータベース化を行うとともに、文化庁ホームページ等を通じて情報発信を行っていく。また、全国の博物館・美術館・関係団体等から、文化財・美術品情報はじめとするデジタル画像等の使用協力を得て「文化遺産オンライン試験公開版」をインターネット上で公開しつつ、その英語版の検討を行うなど、引き続き「文化遺産オンライン構想」を推進している。

文化の国際交流・協力

国際文化交流の推進

国際文化交流を通じて相互理解を推進し、国際平和に貢献するため、芸術家・芸術団体

による国際交流や海外の文化遺産の保存修復への協力のほか、「日韓友情年二〇〇五」や「日EU市民交流年」などの国際交流年を派遣公演や美術交流展などの分野で積極的に展開する。また、多様な手段による日本文化の発信を目的として「文化的多様性」をテーマとした「第三回国際文化フォーラム」や「文化庁文化交流使」事業を引き続き行うとともに、ソフト・パワーをさらに発揮するため、映画、アニメーションなどのメディア芸術分野を中



日韓芸能交流でのパンソリ（韓国伝統芸能）の公演

心としたコンテンツの発信を強化している。

芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術文化交流の推進を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て「舞台芸術国際フェスティバル」を開催するとともに、ASEAN諸国等との二国間交流の推進、オペラ等の国際共同制作、海外のフェスティバル等への参加を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

文化財の国際交流・協力

我が国の優れた文化財を広く海外に紹介し、相互理解を深めるため、日本古美術品による海外での展覧会を実施しており、平成一七年度は米国の二か所で開催予定である。

世界の優れた文化財は人類共通の貴重な遺産であるとの認識のもと、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と、国際的な世界遺産の保護に関する取組を進める。

また、ユネスコ「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」や、「無形文化遺産の保護に関する条約」（我が国は平成一六年六月に早期締結を実現、現在未発効）など、ユネスコによる無形文化遺産の保護への取組へ引き続き積極的に対応していく。

さらに、文化財の保存・修復に関する国際

協力への取組を進めるため、文化財保護国際貢献事業として、各国からの要請等に応じ、専門家等の現地調査研究や招へい等を行うとともに、平成一七年度は、「文化財の国際協力の推進方策について」（文化財国際協力等推進会議〈座長・平山郁夫東京芸術大学学長〉報告）を踏まえ、より効果的な文化財保存修復協力・交流を推進するため本事業を拡充し、継続的な国際協力体制の整備に向けたネットワーク構築の検討を行う。



奈良歴史の道

特集

科学技術理解増進政策の 現状と課題

●巻頭言

有馬朗人

●インタビュー

高柳雄一／赤堀侃司

●あたらしい学舎 Part II

徳島県美馬市立穴吹中学校

あの一ひとに このはなし——Mr. マリック

編集後記

▽「暑さ寒さも彼岸まで」といわれ
からはや一か月が経過し桜前線が各
地を移動しています。寒暖の差も緩
和され、日中は、心地よい日和とな
ってきました。一方で、今年は、ス
ギ花粉が猛威をふるい、花粉症の症
状の出る方が多くなってきました。
特に今年は幼児、小中学生の発
症の多さには驚かされます。主たる
治療法も見つからない今、体調を整
えて乗り越えてほしいものです。

▽さて、今月号は、平成一七年度の
「文教・科学技術政策の進展」を特集
しております。教育、文化、科学技

術、学術、スポーツのそれぞれの施
策などを中心にわかりやすく紹介し
ておりますのでぜひ一読願います。
▽また、報告では、先日H-IIA七
号機の打上げが成功しましたが、そ
の関係の記事を掲載しました。社会
と密接な関係をもつ宇宙開発、これ
からの同機の本稼働や今後の宇宙開
発が成功することを祈ります。
▽本誌の編集担当として二年目を迎
えました。今後も紙面を工夫し内容
の充実に努めてまいりますので、引
き続きご愛読よろしくお願いいたし
ます。
(唐)

投稿 歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、
「文部科学時報読者アンケート」を
歓迎します。本誌を読んだ感想、
御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年
齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③
掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあ
ります。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省大臣官房政策課「文部科学時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。

●「文部科学時報読者アンケート」

文部科学時報読者アンケートは添付のはがき
のほかに電子メールでも受け付けております。
宛先名「jiho@mext.go.jp」

コンピュータネットワークを 利用した文教行政の広報

文部科学省では、我が国の文教施策等を広
く皆様に紹介するため、インターネットホー
ムページを利用して情報を提供しています。
また、子どもホームページを設け、情報を提
供しています。

ホームページアドレス:

<http://www.mext.go.jp/> (半角入力)

子どもホームページアドレス:

<http://www.mext.go.jp/kodomo/index.htm>

MEXT.61 月刊

文部科学時報 4月号

第1549号

●著作権所有——文部科学省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666 (営業部)

URL <http://www.gyousei.co.jp>

●印刷所——ぎょうせいデジタル株式会社

平成17年4月10日印刷

平成17年4月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)

年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店
にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2005 ISSN 1346-325X ●この刊行物は再生紙を使用しています。